

第 1 回

浜坂町・温泉町

合併協議会

平成15年11月4日(火)

浜坂町・温泉町合併協議会

第1回浜坂町・温泉町合併協議会会議次第

日 時 平成15年11月4日(火)
場 所 浜坂町多目的集会施設2階ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

(1) 報告事項

- 報告第1号 浜坂町・温泉町合併協議会規約について
- 報告第2号 浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書等について
- 報告第3号 浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程について
- 報告第4号 浜坂町・温泉町合併協議会専門部会設置規程について
- 報告第5号 浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程について
- 報告第6号 浜坂町・温泉町合併協議会公印に関する規程について
- 報告第7号 浜坂町・温泉町合併協議会財務規程について
- 報告第8号 浜坂町・温泉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
- 報告第9号 平成15年度浜坂町・温泉町合併協議会予算について

(2) 協議事項

- 協議第1号 浜坂町・温泉町合併協議会会議運営規程について
- 協議第2号 浜坂町・温泉町合併協議会傍聴規程について
- 協議第3号 浜坂町・温泉町合併協議会会議録等閲覧規程について
- 協議第4号 浜坂町・温泉町合併協議会の申し合わせ事項について
- 協議第5号 合併の理念について
- 協議第6号 合併協定項目について
- 協議第7号 事務事業調整方針の原則について
- 協議第8号 合併の方式について
- 協議第9号 合併の期日について

5 その他

第2回協議会の開催について

(1) 平成15年11月12日(水) 13:30～

(2) 温泉町夢ホール

(3) 協議事項

- 新町の事務所の位置について
- 新町の名称について
- 新町建設計画について
- 電算システム関係事業の取扱いについて

6 閉 会

会 議 資 料

資 料 索 引

報告第1号	浜坂町・温泉町合併協議会規約について	P 1 ~ P 5
報告第2号	浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書等について	P 6 ~ P 1 5
報告第3号	浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程について	P 1 6 ~ P 1 9
報告第4号	浜坂町・温泉町合併協議会専門部会設置規程について	P 2 0 ~ P 2 2
報告第5号	浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程について	P 2 3 ~ P 2 6
報告第6号	浜坂町・温泉町合併協議会公印に関する規程について	P 2 7 ~ P 3 0
報告第7号	浜坂町・温泉町合併協議会財務規程について	P 3 1 ~ P 3 3
報告第8号	浜坂町・温泉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について	P 3 4 ~ P 3 5
報告第9号	平成15年度浜坂町・温泉町合併協議会予算について	P 3 6 ~ P 4 4
協議第1号	浜坂町・温泉町合併協議会会議運営規程について	P 4 5 ~ P 4 7
協議第2号	浜坂町・温泉町合併協議会傍聴規程について	P 4 8 ~ P 5 1
協議第3号	浜坂町・温泉町合併協議会会議録等閲覧規程について	P 5 2 ~ P 5 4
協議第4号	浜坂町・温泉町合併協議会の申し合わせ事項について	P 5 5 ~ P 5 6
協議第5号	合併の理念について	P 5 7 ~ P 5 8
協議第6号	合併協定項目について	P 5 9 ~ P 6 0
協議第7号	事務事業調整方針の原則について	P 6 1 ~ P 6 2
協議第8号	合併の方式について	P 6 3 ~ P 6 5
協議第9号	合併の期日について	P 6 6 ~ P 6 8

報告第1号

浜坂町・温泉町合併協議会規約について

浜坂町・温泉町合併協議会規約について報告する。

平成15年11月4日報告

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

浜坂町・温泉町合併協議会規約について

浜坂町・温泉町合併協議会の発足にあたり、浜坂町・温泉町合併協議会設置に関する協議書を取り交わし、浜坂町・温泉町合併協議会規約を定めたので、別紙のとおり報告する。

平成 年 月 日承認

浜坂町・温泉町合併協議会設置に関する協議書

浜坂町・温泉町（以下「2町」という。）は、浜坂町・温泉町合併協議会（以下「協議会」という。）の設置に関する協議について、2町すべての議会において議決を経たので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、平成15年10月20日付で同規約を施行し協議会を置く。

この協議会設置に関する協議の成立を証するため、本書2通を作成し、2町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年10月17日

美方郡浜坂町浜坂2673番地の1
浜坂町長 中村政行

美方郡温泉町湯1604番地
温泉町長 馬場雅人

浜坂町・温泉町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 浜坂町・温泉町(以下「2町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 この協議会の名称は、浜坂町・温泉町合併協議会とする。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 2町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新町建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、2町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、浜坂町浜坂2673番地の1に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長、委員及び顧問をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、2町の長の協議により、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 2町の長
- (2) 2町の議会の議長及び各議会が選出する議員3人
- (3) 2町の長が協議して定めた学識経験を有する者10人以内

2 委員は、非常勤とする。

(顧問)

第8条 協議会に顧問を置く。

2 顧問は、2名以内とする。

3 顧問は、非常勤とする。

(会長、副会長の職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時並びに会議に付議すべき事項は、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議長及び副議長は、会長が第7条第1項第2号に掲げる者の中からこれを選任する。

5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

6 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(幹事会)

第11条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、2町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 協議会に必要な経費は、2町が均等に負担する。

(監査)

第14条 協議会の出納の監査は、会長が2町の学識の監査委員を委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を協議会の会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、浜坂町の例により会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 会長、副会長、委員、顧問及び監査委員は、報酬及び費用弁償を受

けることができる。

2 第10条第6項の規定により委員以外の者に出席を求めた場合は、その者に対して費用弁償を支払うことができる。

3 前2項に規定する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、美西衛生施設一部事務組合の例により会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、2町の長が協議して定めた日から施行する。

報告第2号

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書等について

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書、浜坂町・温泉町合併協議会事務局職員の事務従事に関する確認書及び浜坂町・温泉町合併協議会委員等の公務災害補償に関する確認書について報告する。

平成15年11月4日報告

浜坂町・温泉町合併協議会
会長 中村政行

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書等について

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書、浜坂町・温泉町合併協議会事務局職員の事務従事に関する確認書及び浜坂町・温泉町合併協議会委員等の公務災害補償に関する確認書を取り交わしたので、別紙のとおり報告する。

平成 年 月 日承認

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書

浜坂町・温泉町（以下「2町」という。）は、浜坂町・温泉町合併協議会規約（以下「規約」という。）第6条第1項、第10条第4項、第7条第1項、第8条第2項、第12条第2項及び第14条第1項に規定する内容については、次のとおりとする。

（会長及び副会長）

第1条 規約第6条第1項に規定する協議会の会長及び副会長は、別表1のとおりとする。

2 会長及び副会長は、委員としての責務を持つものとする。

（議長及び副議長）

第2条 規約第10条第4項に規定する協議会の議長及び副議長は、別表2のとおりとする。

2 議長及び副議長は、委員としての責務を持つものとする。

（委員）

第3条 規約第7条第1項第2号に規定する各議会が選出する議員は、別表3のとおりとする。

2 規約第7条第1項第3号に規定する学識経験を有する者は、別表4のとおりとする。

（顧問）

第4条 規約第8条第2項に規定する顧問は、別表5のとおりとする。

（事務局）

第5条 事務局の組織は、別表6のとおりとする。

2 規約第12条第2項に規定する事務局の事務に従事する職員は、別表7のとおりとする。

3 事務局の設置期日は、平成15年10月20日とし、職員への事務従事命令も同日付とする。

4 協議会の会長は、必要に応じて臨時職員を置くことができる。

（監査委員）

第6条 規約第14条第1項に規定する監査委員は、別表8のとおりとする。

(規約の施行)

第7条 規約附則第1項に規定する規約の施行日は、平成15年10月20日とする。

(内容変更)

第8条 この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わす。

(定めのない事項)

第9条 この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、2町の長が協議して定める。

(協議の失効)

第10条 この協議は、協議会が解散したときにその効力を失う。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、2町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年10月17日

美方郡浜坂町浜坂2673番地の1
浜坂町長 中村政行

美方郡温泉町湯1604番地
温泉町長 馬場雅人

別表1（第1条関係）

区 分	氏 名
会 長	中 村 政 行（浜坂町長）
副 会 長	馬 場 雅 人（温泉町長）

別表2（第2条関係）

区 分	氏 名
議 長	松 元 襄 司（温泉町議会議長）
副 議 長	丸 山 諄 二（浜坂町議会議長）

別表3（第3条関係）

区 分	氏 名	備 考	
各議会が選出する議員	浜 坂 町	田 中 満 穂	
		田 村 昭	
		小 林 俊 之	
	温 泉 町	田 中 要	
		西 村 公 子	
		西 脇 明	

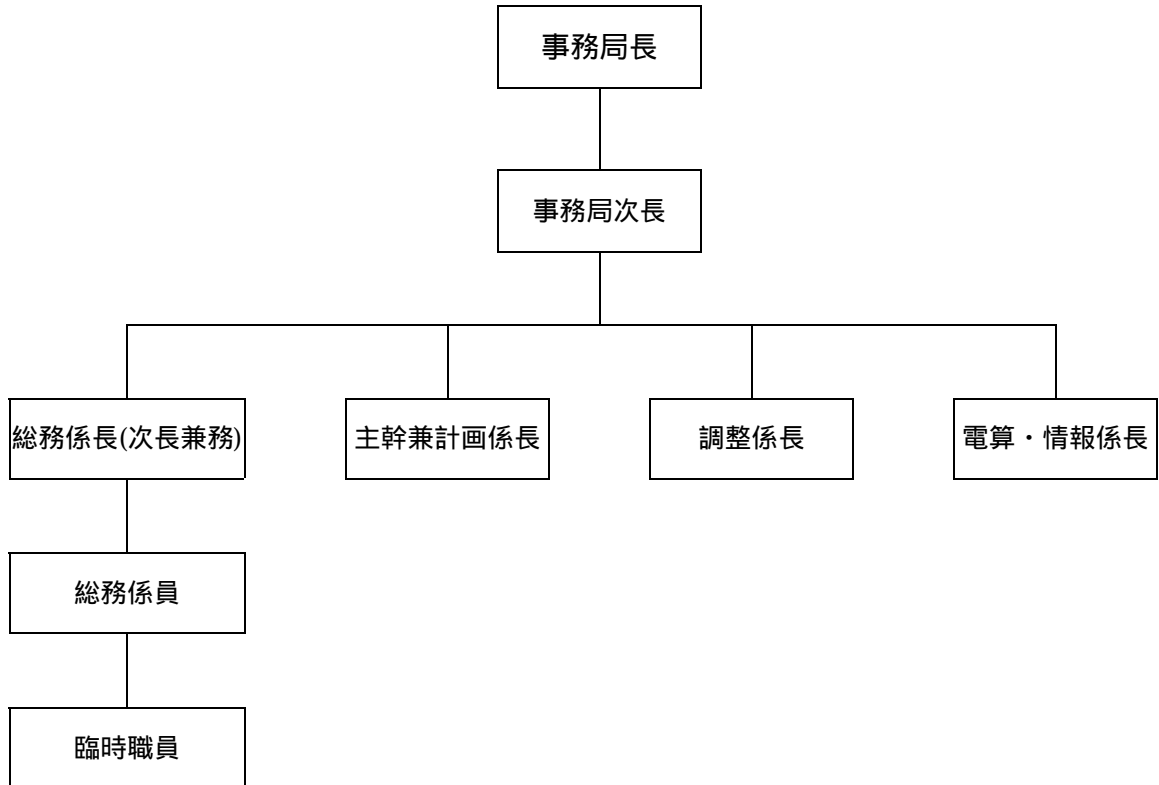
別表4（第3条関係）

区 分	氏 名	備 考	
学識経験を有する者	浜 坂 町	木 谷 重 幸	
		熊 本 恭 乃	
		中 井 登	
		中 田 雄 久	
		西 垣 晋 輔	
	温 泉 町	朝 野 美喜代	
		岡 田 衆 二	
		田 中 董	
		中 井 功	
		中 井 祥 三	

別表5（第4条関係）

区 分	氏 名
顧 問	丸 上 博（兵庫県議会議員）

別表 6 (第 5 条関係)



別表 7 (第 5 条関係)

職 区 分	氏 名	現 職
事 務 局 長	阪 本 晴 良	温泉町総務課参事
次長兼総務係長	西 村 大 介	浜坂町企画総務課副課長
主幹兼計画係長	西 村 徹	浜坂町企画総務課課長補佐
調 整 係 長	太 田 洋 二	温泉町総務課係長
電算・情報係長	宮 脇 美 智 子	温泉町総務課情報処理係長
総 務 係 員	川 崎 晴 人	浜坂町企画総務課主事

別表 8 (第 6 条関係)

氏 名	団 体 名
高 岡 昌 男	浜 坂 町
北 村 英 一	温 泉 町

参考資料

浜坂町・温泉町合併協議会委員・顧問・監査委員名簿

平成15年10月20日

規約第7条第1項	氏名	職名・出身町	備考
1号委員 (町長)	中村政行	浜坂町長	会長
	馬場雅人	温泉町長	副会長
2号委員 (議長・議員)	丸山諄二	浜坂町議会議長	副議長
	田村昭	浜坂町議会議員	
	田中満穂	浜坂町議会議員	
	小林俊之	浜坂町議会議員	
	松元襄司	温泉町議会議長	議長
	田中要	温泉町議会議員	
	西村公子	温泉町議会議員	
	西脇明	温泉町議会議員	
3号委員 (学識経験者)	木谷重幸	浜坂町	
	熊本恭乃	浜坂町	
	中井登	浜坂町	
	西垣晋輔	浜坂町	
	中田雄久	浜坂町	
	朝野美喜代	温泉町	
	岡田衆二	温泉町	
	田中董	温泉町	
	中井祥三	温泉町	
	中井功	温泉町	
規約第8条第1項顧問	丸上博	兵庫県議会議員	
規約第14条第1項 監査委員	高岡昌男	浜坂町監査委員	
	北村英一	温泉町監査委員	

浜坂町・温泉町合併協議会事務局職員の事務従事に関する確認書

平成15年10月17日に締結した浜坂町・温泉町合併協議会（以下「協議会」という。）規約に関する協議書第5条に規定する協議会の事務局職員（以下「職員」という。）の事務従事及びその取扱いについては、次のとおりとする。

（事務従事）

第1条 職員は、浜坂町・温泉町（以下「2団体」という。）それぞれの団体の身分を有し、その身分を有する団体（以下「当該団体」という。）の事務従事命令により、協議会事務局の事務に従事する。

（給与）

第2条 職員の給料及び諸手当は、2団体それぞれの規定に基づき、当該団体がすべての事務及び負担を行い職員に支給する。

（旅費）

第3条 職員の旅費は、浜坂町の例により協議会が支給する。

（服務）

第4条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、浜坂町の例による。

（分限及び懲戒）

第5条 職員について、分限及び懲戒の処分を必要とする事由が生じたときは、当該団体が処分を行う。

（公務災害補償）

第6条 職員に係る地方公務員災害補償法に基づく事務及びその負担は、当該団体において行う。

（共済組合等）

第7条 職員は、2団体それぞれの団体が加入する共済組合等の組合員とし、当該団体がすべての事務及び負担を行う。

（報告）

第8条 当該団体は、次の事項をその必要の都度、協議会の会長に報告する。

(1) 職員の昇格、昇給等給与の異動

(2) その他必要と認める事項

2 協議会の会長は、次の事項をその必要の都度、当該団体に報告する。

(1) 勤務状況等

(2) その他必要と認める事項

(確認の失効)

第 9 条 この確認は、協議会が解散したときにその効力を失う。ただし、給与等の支給に関しては、その支給が完了するまでその効力を有する。

この確認を証するため、本書 2 通を作成し、2 団体の長が記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 1 5 年 1 0 月 1 7 日

美方郡浜坂町浜坂 2 6 7 3 番地の 1

浜坂町長 中 村 政 行

美方郡温泉町湯 1 6 0 4 番地

温泉町長 馬 場 雅 人

浜坂町・温泉町合併協議会委員等の公務災害補償に関する確認書

浜坂町・温泉町（以下「2町」という。）が設置する浜坂町・温泉町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の公務災害補償の取扱いについては、次のとおりとする。

（制度の適用）

- 第1条 協議会の会長、副会長、委員、顧問、監査委員が、協議会活動中又は協議会会議等への出席のための移動中に生じた災害によって、公務災害補償の適用を受ける場合においては、当該協議会委員等を選出した町の制度（非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等）を適用する。
- 2 2町は、町の制度を適用する当該協議会委員等に係る公務災害補償保険に加入する。
- 3 当該協議会の委員等を選出した町の制度（非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等）が適用されない委員等については、別途保険に加入する。

（経費の負担）

- 第2条 前条第1項により協議会委員等に対し公務災害補償を適用した場合における経費は、当該協議会委員等を選出した町が負担する。

（適用除外）

- 第3条 2町その他の地方公共団体の常勤の行政職の職員にあっては、それぞれの身分に基づき、それぞれの団体の制度により公務災害補償の適用を受けるものとし、本件による取り決めは適用しない。

（確認の失効）

- 第4条 この確認は、協議会が解散したときにその効力を失う。

この確認を証するため、本書2通を作成し、2団体の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年10月17日

美方郡浜坂町浜坂2673番地の1
浜坂町長 中村政行

美方郡温泉町湯1604番地
温泉町長 馬場雅人

報告第3号

浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程について

浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程について報告する。

平成15年11月4日報告

浜坂町・温泉町合併協議会
会長 中村政行

浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程について

浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程を別紙のとおり制定したので報告する。

平成 年 月 日承認

浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 浜坂町・温泉町合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、浜坂町・温泉町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、浜坂町・温泉町合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、浜坂町・温泉町合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第 1 1 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 1 0 月 2 0 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

区 分	職 名		
浜 坂 町	助 役	企画総務課長	企画総務課副課長
温 泉 町	助 役	総 務 課 長	企 画 観 光 課 長

浜坂町・温泉町合併協議会幹事会の申し合わせ事項

浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程第 11 条の規定に基づき、協議会幹事会の運営等に関し、次のとおり申し合わせる。

1．会議の定例開催について

会議の開催日及び開催時間は、原則として、次のとおりとする。

開催日 毎月第 1 水曜日（必要に応じて変更あり）

その他、必要な場合は随時開催

開議時間 午後 1 時 30 分から（必要に応じて変更あり）

開催場所 浜坂町

2．会議内容について

協議会に提案する協議内容等について、協議又は調整する。

その他、必要な事項について随時協議

3．会議結果について

幹事長・副幹事長は、会議の結果について、関係 2 町の長に速やかに報告し、又は調整しなければならない。

報告第4号

浜坂町・温泉町合併協議会専門部会設置規程について

浜坂町・温泉町合併協議会専門部会設置規程について報告する。

平成15年11月4日報告

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

浜坂町・温泉町合併協議会専門部会設置規程について

浜坂町・温泉町合併協議会専門部会設置規程を別紙のとおり制定したので報告する。

平成 年 月 日承認

浜坂町・温泉町合併協議会専門部会設置規程

(趣旨)

第1条 浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程(以下「規程」という。)第7条の規定に基づき、浜坂町・温泉町合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、浜坂町・温泉町合併協議会幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、浜坂町・温泉町合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる所管課の長及び事務事業担当者をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名

(役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、幹事長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 部会長は、部会の議長となる。
- 3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。
- 4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、事務事業ごとに割り当てた担当者が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月20日から施行する。

別表（第3条関係） 専門部会委員

専門部会名	関係所管課	
	浜坂町	温泉町
議会事務局部会	議会事務局	議会事務局
総務部会	企画総務課 出納室	総務課 出納室
企画部会	企画総務課	企画観光課
税務部会	税務課	税務課
教育部会	教育委員会 事務局	教育委員会 事務局
住民部会	町民課 健康福祉課	住民生活課
健康福祉部会	健康福祉課 公立浜坂病院	保健福祉課
産業経済部会	農業委員会 産業観光課	農業委員会 農林課 企画観光課
建設部会	建設課	建設課
上下水道部会	上下水道課	水道課

報告第5号

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程について

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程について報告する。

平成15年11月4日報告

浜坂町・温泉町合併協議会
会長 中村政行

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程について

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程について別紙のとおり制定したので報告する。

平成 年 月 日承認

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜坂町・温泉町合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、浜坂町・温泉町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、主幹、係長その他必要な職員を置く。

2 分掌事務は、別表のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 系の統括及び連絡、調整
- (2) 国県との連絡及び調整
- (3) 事務局長の職務補佐
- (4) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 主幹及び係長は、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 係に属する業務の調整
- (2) 係に属する職員の指揮監督

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第7条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、浜坂町の文書取扱規程等の規定を準用する。

(職員の服務)

第8条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、浜坂町の例による。

(給与)

第9条 職員の給与については、それぞれの所属する町の負担とする。

2 職員の旅費については、浜坂町の例により協議会が支給する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月20日から施行する。

別表（第3条関係）

係 名	分 掌 事 務
総 務 係	1 庶務及び会計に関すること 2 予算編成に関すること 3 合併の諸手続きに関すること 4 協議会の会議に関すること 5 合併に係る広報に関すること 6 合併に係る資料の編纂に関すること 7 人事に関すること 8 報酬等支給に関すること 9 合併の方式に関すること 10 合併の期日に関すること 11 新町の名称に関すること 12 新町の事務所の位置に関すること 13 その他他の係に属さないこと
計 画 係	1 新町建設計画に関すること 2 財政計画に関すること
調 整 係	1 財産の取扱いに関すること 2 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること 3 地方税の取扱いに関すること 4 一般職の職員の身分の取扱いに関すること 5 特別職（各種行政委員会の委員を含む）の身分の取扱いに関すること 6 事務機構及び組織の取扱いに関すること 7 一部事務組合等の取扱いに関すること 8 公共的団体等の取扱いに関すること 9 町名・字名の取扱いに関すること 10 慣行の取扱いに関すること 11 その他総務文教関係に関すること 12 国民健康保険事業の取扱いに関すること 13 介護保険事業の取扱いに関すること 14 消防団の取扱いに関すること 15 その他民生福祉事業の取扱いに関すること 16 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること 17 その他産業建設事業の取扱いに関すること 18 条例、規則等の取扱いに関すること 19 使用料、手数料等取扱いに関すること 20 補助金、交付金等の取扱いに関すること
電算・情報係	1 電算システム統合に関すること 2 地域情報化に関すること

報告第6号

浜坂町・温泉町合併協議会公印に関する規程について

浜坂町・温泉町合併協議会公印に関する規程について報告する。

平成15年11月4日報告

浜坂町・温泉町合併協議会
会長 中村政行

浜坂町・温泉町合併協議会公印に関する規程について

浜坂町・温泉町合併協議会公印に関する規程を別紙のとおり制定したので報告する。

平成 年 月 日承認

浜坂町・温泉町合併協議会公印に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜坂町・温泉町合併協議会における公印の管理及び使用等について必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類及び保管者)

第2条 公印の種類は、会長印及び会長職務代理者印とし、その管理者は、事務局長とする。

2 公印管理者が不在のときは、事務局次長が代理する。

(公印のひな形及び寸法)

第3条 公印のひな形及び寸法は、別表のとおりとする。

(公印の管理)

第4条 公印管理者は、公印を厳正に取り扱い、使用しない場合は、堅固な容器に納め、原則として錠を施さねばならない。

2 公印は、特に管理者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

3 公印管理者は、公印台帳(様式第1号)を備え、公印の種類、用途及び印影、その他必要な事項を登録しておかなければならない。

(公印の調製、改刻及び廃棄等)

第5条 公印管理者は、公印を調製し、改刻し、又は廃棄する必要があると認めた場合は、会長に公印の調製等の承認を受けなければならない。

2 公印管理者は、公印の盗難、紛失、偽造等の事故があったときは、直ちにその旨を会長に報告しなければならない。

(公印の使用)

第6条 公印を使用するときは、公印管理者に決裁文書を提示し、その承認を受けた後押印するものとする。

2 公印押印者は、前項の決裁文書がないときは、公印使用簿(様式第2号)に使用目的等の必要事項を記載しなければならない。

(公印の刷込み)

第7条 公印は、特に必要があると認められるときは、印影を印刷することができるものとする。ただし公印の刷り込みをする場合は、公印管理者を経て会長の承認を受けなければならない。

附 則

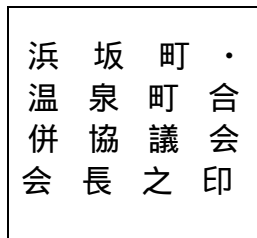
この規程は、平成15年10月20日から施行する。

別表

公印のひな形及び寸法

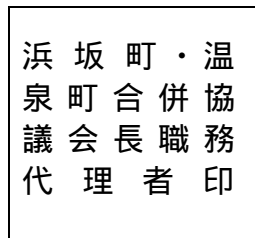
1 職印

会長印



正方形 24×24ミリ

会長職務代理者印



正方形 24×24ミリ

様式第 1 号

公 印 台 帳

公印名			書体	
			寸法	
使用開始	年 月 日	廃止	年 月 日	
用途		理由	摩滅・職制変更・その他	
管理者	事務局長	印影	年 月 日押捺	
摘要				

様式第 2 号

公 印 使 用 簿

月日	使用目的又は件名	押印枚数	使用者	
			職氏名	印

報告第7号

浜坂町・温泉町合併協議会財務規程について

浜坂町・温泉町合併協議会財務規程について報告する。

平成15年11月4日報告

浜坂町・温泉町合併協議会
会長 中村政行

浜坂町・温泉町合併協議会財務規程について

浜坂町・温泉町合併協議会財務規程を別紙のとおり制定したので報告する。

平成 年 月 日承認

浜坂町・温泉町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 浜坂町・温泉町合併協議会規約(以下「規約」という。)第15条の規定に基づき、浜坂町・温泉町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、浜坂町・温泉町(以下「2町」という。)からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務の管理、執行に関する経費をもって歳出とするものとする。

(予算の調製等)

第3条 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに2町の長に送付しなければならない。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

(予算の補正)

第4条 会長は、協議会に係る既定予算の補正を必要と認めるときは、その旨を2町の長に申出るものとする。

2 前項の申出に基づき、2町の長が協議会に係る既定予算の補正すべき額を決定したときは、会長は補正予算を調製し、速やかに協議会の会議を経なければならない。

3 前項の規定により補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第2項の規定を準用する。

(予算の款項の区分及び目の区分)

第5条 歳入予算の款項の区分及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款項の区分及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において必要かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の項の区分及び目の区分を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等、確実な方法によって保管しなければならない。

(出納員)

第7条 会長は、協議会事務局職員のうちから出納員を命じることができる。

2 出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を処理する。

3 会長は、その事務の一部を出納員に委任することができる。

(決算の調製等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により決算が協議会の会議を経たときは、当該決算の写しを2町の長に送付しなければならない。

(準用規定)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関することについては、浜坂町の財務規則の例による。

附 則

1 この規程は、平成15年10月20日から施行する。

2 協議会の最初の会計年度については、第3条第1項中「年度開始前に」とあるのは「協議会設置後最初に開催する」と読み替えるものとする。

3 協議会の最初の会計年度については、第3条第3項の規定にかかわらず、この規程の施行の日に始まるものとする。

別表第1(第5条関係)

歳入予算の款項の区分及び目の区分

款	項	目
1 分担金及び負担金	1 負担金	1 負担金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 諸収入	1 預金利子
		2 雑入

別表第2(第5条関係)

歳出予算の款項の区分及び目の区分

款	項	目
1 協議会費	1 協議会費	1 協議会費
2 予備費	1 予備費	1 予備費

報告第8号

浜坂町・温泉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

浜坂町・温泉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について報告する。

平成15年11月4日報告

浜坂町・温泉町合併協議会
会長 中村政行

浜坂町・温泉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

浜坂町・温泉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を別紙のとおり制定したので報告する。

平成 年 月 日承認

浜坂町・温泉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜坂町・温泉町合併協議会規約(以下「規約」という。)

第16条第3項の規定に基づき、浜坂町・温泉町合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員、顧問及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)が会議等に出席した場合の報酬は、会長、副会長、委員、顧問は日額6,000円とし、監査委員は日額7,500円とする。ただし、浜坂町・温泉町(以下「2町」という。)それぞれの長及び兵庫県職員については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 協議会委員等及び規約第10条第6項に規定する委員以外の者が会議等に出席した場合の費用弁償は、実費とする。ただし、2町それぞれの長が会議に出席した場合については、これを支給しない。

2 協議会委員等が職務のため出張したときの費用弁償については、美西衛生施設一部事務組合の例による。

(支給方法)

第4条 協議会委員等の報酬及び費用弁償については、美西衛生施設一部事務組合の例により支給する。

附 則

この規程は、平成15年10月20日から施行する。

報告第9号

平成15年度浜坂町・温泉町合併協議会予算について

平成15年度浜坂町・温泉町合併協議会予算について報告する。

平成15年11月4日報告

浜坂町・温泉町合併協議会
会長 中村政行

平成15年度浜坂町・温泉町合併協議会予算について

平成15年度浜坂町・温泉町合併協議会予算を別紙のとおり調製したので報告する。

平成 年 月 日承認

平成 1 5 年度

浜坂町・温泉町合併協議会予算書

浜坂町・温泉町合併協議会

平成15年度 浜坂町・温泉町合併協議会予算

平成15年度浜坂町・温泉町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,902千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、3,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 協議会費の歳出予算に計上した予算額に過不足が生じる場合は相互に流用することができる。

平成15年10月20日

浜坂町・温泉町合併協議会 会長 中村政行

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		9,900
	1 負担金	9,900
2 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入 合 計		9,902

歳出

款	項	金額
1 協議会費		9,802
	1 協議会費	9,802
2 予備費		100
	1 予備費	#REF!
歳 出 合 計		9,902

予算に関する説明書

歳入歳出事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 分担金及び負担金	9,900	0	9,900
2 諸収入	2	0	2
歳 入 合 計	9,902	0	9,902

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 協議会費	9,802	0	9,802	0	0	0	9,802
2 予備費	100	0	100	0	0	0	100
歳 出 合 計	9,902	0	9,902	0	0	0	9,902

2 歳入

第1款 分担金及び負担金

(単位：千円)

項	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
					区 分	金額	
1 負担金		9,900	0	9,900			
	1 負担金	9,900	0	9,900	1 町負担金	9,900	町負担金 9,900 浜坂町 4,950 温泉町 4,950
計		9,900	0	9,900			

第2款 諸収入

(単位：千円)

項	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
					区 分	金額	
1 預金利子		1	0	1			
	1 預金利子	1	0	1	1 預金利子	1	預金利子
2 雑入		1	0	1			
	1 雑入	1	0	1	1 雑入	1	雑入
計		2	0	2			

3 歳出

第1款 協議会費

(単位：千円)

項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫 支出金	地方債	その他				
1 協議会費	9,802	0	9,802	0	0	0	9,802			
1 協議会費	9,802	0	9,802	0	0	0	9,802	1 報酬	714	協議会委員報酬 684 監査委員報酬 30
								4 共済費	10	非常勤委員保険料
								9 旅費	210	費用弁償 121 普通旅費 89
								11 需用費	1,661	消耗品費 590 燃料費 63 食糧費 72 印刷製本費 686 修繕料 250
								12 役務費	379	通信運搬費
								13 委託料	4,152	業務委託料
								14 使用料及び賃借料	1,117	機械器具借上料 108 コピー使用料 421 自動車リース料 272 有料道路通行料 50 事務所使用料 236 会場使用料 30
								18 備品購入費	244	庁用器具費
								19 負担金補助及び交付金	1,285	臨時職員賃金負担金
								23 償還金利息及び割引料	30	一時借入金利息
計	9,802	0	9,802	0	0	0	9,802			

第2款 予備費

(単位：千円)

項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県 支出金	地方債	その他				
1 予備費	100	0	100	0	0	0	100			
1 予備費	100	0	100	0	0	0	100			
計	100	0	100	0	0	0	100			

協議第1号

浜坂町・温泉町合併協議会会議運営規程について

浜坂町・温泉町合併協議会会議運営規程について提出する。

平成15年11月4日提出

浜坂町・温泉町合併協議会
会長 中村政行

浜坂町・温泉町合併協議会会議運営規程について

浜坂町・温泉町合併協議会会議運営規程を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日確認・継続審議

浜坂町・温泉町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 浜坂町・温泉町合併協議会規約(以下「規約」という。)第10条第5項の規定に基づき、浜坂町・温泉町合併協議会会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、会議を非公開とする場合は、規約第10条第4項に規定する議長(以下「議長」という。)は、規約第7条に規定する委員(以下「委員」という。)にこれを諮るものとし、出席委員の3分の2以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に関しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。

(議長等の責務)

第3条 議長は、規約第10条に規定する副議長と連携しながら、迅速かつ効率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言する。

2 議長は、開会にあたり、会議録に署名する委員(以下「会議録署名委員」という。)2名を指名する。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。

2 意見が分かれ表決が必要と議長が認めた場合、議長は、会議に諮った上、出席委員の過半数の同意により表決を行い、3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が別に定める。

(会議録)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長及び会議録署名委員が署名しなければならない。

(会議録の公開)

第 8 条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

(規律)

第 9 条 何人も、会議中みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

第 1 0 条 議長は、必要があるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(補則)

第 1 1 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 1 1 月 4 日から施行する。

協議第 2 号

浜坂町・温泉町合併協議会傍聴規程について

浜坂町・温泉町合併協議会傍聴規程について提出する。

平成 1 5 年 1 1 月 4 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会
会 長 中 村 政 行

浜坂町・温泉町合併協議会傍聴規程について

浜坂町・温泉町合併協議会傍聴規程を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日確認・継続審議

浜坂町・温泉町合併協議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 浜坂町・温泉町合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、浜坂町・温泉町合併協議会(以下「協議会」という。)会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。

(傍聴の手続き)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿(様式第1号)に記入し、傍聴証(様式第2号)の交付を受けるものとする。

2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から傍聴人受付簿の順に交付する。ただし、傍聴希望者が前条で定める定員を超える場合は、くじにより定められた者に対して傍聴証を交付し、傍聴人を定めるものとする。

(傍聴証の返還)

第5条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終えて退場しようとするときは、これを返還するものとする。

(会場に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼり類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、映写機の類を携帯している者。ただし、第8条(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)の規定により、撮影又は録音することについて、協議会規約第10条第4項に規定する議長(以下「議長」という。)の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) 異様な服装をしている者

(9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第 7 条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

(4) 携帯電話の電源をきること。

(5) 飲食及び喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れないこと。

(7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。

(8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第 8 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、または録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第 9 条 傍聴人は、すべて協議会事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第 10 条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第 11 条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 11 月 4 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

傍聴人受付簿

年 月 日開催（会議名： ）

《一般傍聴人・報道関係者》

受付番号	氏名	住所	傍聴者番号

様式第2号（第4条関係）

<p>傍 聴 証</p> <p>第 号</p> <p>浜坂町・温泉町合併協議会</p>

協議第3号

浜坂町・温泉町合併協議会会議録等閲覧規程について

浜坂町・温泉町合併協議会会議録等閲覧規程について提出する。

平成15年11月4日提出

浜坂町・温泉町合併協議会
会長 中村政行

浜坂町・温泉町合併協議会会議録等閲覧規程について

浜坂町・温泉町合併協議会会議録等閲覧規程を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日確認・継続審議

浜坂町・温泉町合併協議会会議録等閲覧規程

(趣旨)

第1条 浜坂町・温泉町合併協議会会議運営規程第8条の規定に基づき、浜坂町・温泉町合併協議会(以下「協議会」という。)会議(以下「会議」という。)の会議録及び会議に提出された文書(以下「会議録等」という。)の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第2条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

2 閲覧は、会議録等閲覧申出書(別記様式)に必要な事項を記載して閲覧場所の管理者に提出することにより行うことができる。

(閲覧に供する会議録等)

第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りでない。

2 会長は、個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項、その他の閲覧に供することが適当でない認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができるものとする。

(閲覧の場所及び時間)

第4条 閲覧に供する場所は、協議会事務局及び協議会を構成する町の指定する場所とし、その時間は、当該事務局又は町の執務時間内とする。

(会議録等の複写等)

第5条 閲覧者は、会議録等を閲覧し、その内容を他に写すことができる。

2 前項の規定により乾式複写機を使用する場合の使用料は、複写1回につき30円とする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月4日から施行する。

別記様式（第2条関係）

会議録等閲覧申出書

年 月 日

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 様

申出者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____ () _____

浜坂町・温泉町合併協議会会議録等の閲覧をしたいので、下記のとおり申し出ます。

記

1 閲覧希望日時 年 月 日 ()
午前・午後 時 分 ~ 時 分

2 閲覧希望文書 (1) 会議の名称 :

(2) 文書の種類

会議録

会議に提出された文書

3 閲覧の目的 協議会の審議状況を把握するため
協議会の審議状況を広報するため
合併についての論議資料とするため
その他 ()

(該当するところにチェックをつけてください)

協議第4号

浜坂町・温泉町合併協議会の申し合わせ事項について

浜坂町・温泉町合併協議会の申し合わせ事項について提出する。

平成15年11月4日提出

浜坂町・温泉町合併協議会
会長 中村政行

浜坂町・温泉町合併協議会の申し合わせ事項について

浜坂町・温泉町合併協議会の申し合わせ事項を別紙のとおり定める。

平成 年 月 日確認・継続審議

浜坂町・温泉町合併協議会の申し合わせ事項

浜坂町・温泉町合併協議会会議運営規程第11条の規定に基づき、協議会会議の運営等に関し、次のとおり申し合わせる。

1. 会議の定例開催について

会議の開催日及び開催時間等は、原則として、次のとおりとする。

開催日 下記のとおり、毎月第3水曜日（必要に応じて変更あり）

開議時間 午後1時30分から（必要に応じて変更あり）

開催場所 関係2町の持ち回りとし、それぞれの開催場所は、それぞれの町で決めるものとする。

<開催予定日>

浜坂町	温泉町
平成15年11月4日	平成15年11月12日
平成15年12月17日	平成16年1月21日
平成16年2月18日	平成16年3月17日
平成16年4月21日	平成16年5月19日
平成16年6月16日	平成16年7月21日
平成16年8月18日	平成16年9月15日

2. 事前提案の原則

協議項目については、原則として、協議を行う会議の前の会議、又は会議資料の事前配布により事前提案するものとし、内容の説明、協議、その他については、提案日において処理するものとする。

3. 会議の表決

会長、副会長、議長及び副議長は、会議において表決が行われる場合、表決権を有するものとする。

4. 資料提供の取扱い

協議会資料は、傍聴者に配布する。

5. 正副議長の発言機会について

会長、副会長、議長及び副議長が意見を述べることについては、あえてその発言を制限する理由はないものとする。

協議第 5 号

合併の理念について

合併の理念について提出する。

平成 1 5 年 1 1 月 4 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

合併の理念について

合併の理念を別紙のとおり定める。

平成 年 月 日確認・継続審議

合併の理念について

1 住民の住民による住民のための合併を基本理念とします。

住民の立場に立って、住民サービスの維持・向上を図ります。

1 19,000人の住民が夢と自信と誇りの持てる地域づくりを実践します。

1 21世紀の新しいまちづくりを目指します。夢のあるまちを残していきます。

2町が持っているそれぞれの地域の人材、文化、産業等の地域資源を有機的に連携・活用しながら、新しいまちづくりを目指します。

1 地方分権時代にふさわしい基礎的自治体をつくれます。

合併により、自治能力の向上を目指し、総合行政を展開します。

1 合併により行財政基盤を強化します。

合併により、地方行政の改革を進めます。

協議第 6 号

合併協定項目について

合併協定項目について提出する。

平成 1 5 年 1 1 月 4 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

合併協定項目について

合併協定項目を別紙のとおり定める。

平成 年 月 日確認・継続審議

合 併 協 定 項 目

合 併 協 定 項 目		根 拠 法 令	
基本項目	1	合併の方式	
	2	合併の期日	
	3	新町の名称	地方自治法第3条
	4	新町の事務所の位置	" 第4条
	5	財産の取扱い	" 第7条第4項
合併特例法 規定項目	6	新町建設計画	合併特例法第5条
	7	議会の議員の定数及び任期の取扱い	" 第6条、第7条、第7条の2
	8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	" 第8条
	9	地方税の取扱い	" 第10条
	10	一般職の職員の身分の取扱い	" 第9条
その他の協 議項目	11	特別職の身分の取扱い	地方自治法第2条(地方公共団体の法人格とその事務)
	12	条例、規則等の取扱い	
	13	事務組織及び機構の取扱い	
	14	一部事務組合等の取扱い	
	15	使用料、手数料等の取扱い	
	16	公共的団体等の取扱い	
	17	補助金、交付金等の取扱い	
	18	町名・字名の取扱い	
	19	慣行の取扱い	
	20	国民健康保険事業の取扱い	
	21	介護保険事業の取扱い	
	22	消防団の取扱い	
	23	各種事務事業の取扱い	
		1 議会関係事務事業の取扱い	
		2 総務関係事務事業の取扱い	
		3 企画関係事務事業の取扱い	
		4 税務関係事務事業の取扱い	
		5 住民関係事務事業の取扱い	
		6 環境関係事務事業の取扱い	
		7 保健医療関係事務事業の取扱い	
		8 福祉関係事務事業の取扱い	
		9 農林水産関係事務事業の取扱い	
		10 商工観光関係事務事業の取扱い	
		11 建設関係事務事業の取扱い	
		12 水道・下水道関係事務事業の取扱い	
		13 学校教育関係事務事業の取扱い	
		14 社会教育関係事務事業の取扱い	
	15 電算システム関係事業の取扱い		
	16 その他協議が必要な事業の取扱い		

協議第7号

事務事業調整方針の原則について

事務事業調整方針の原則について提出する。

平成15年11月4日提出

浜坂町・温泉町合併協議会
会長 中村政行

事務事業調整方針の原則について

事務事業調整方針の原則を別紙のとおり定める。

平成 年 月 日確認・継続審議

事務事業調整方針の原則について（案）

1．一体性確保の原則

【新町に移行する際、住民生活に支障のないよう一体性の確保に努める。】

新町に移行する際、住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、その他福祉・保健サービス、各種施設の利用、産業振興施策の推進、上下水道等生活関連基盤の安定的な稼働など住民生活に係わる項目については、混乱をきたさないよう一体化に努め円滑にサービスが提供できるよう調整する。

2．住民福祉向上の原則

【住民サービス及び住民福祉の向上に努める。】

現在2町で行っている各種住民福祉サービスについては、現行サービスの水準を低下させないことを原則とし一元化できるよう調整する。また、整理統合が可能な類似の事業及び同様の代替的な事業に集約できる事業については見直しを行い、より充実した住民福祉施策の構築を目指す。

3．負担公平の原則

【負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。】

各種使用料・手数料や各種税金など住民が直接負担するものについては、その料金や税率について「負担公平の原則」に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮するとともに、激変緩和に配慮しつつ調整する。

4．健全な財政運営の原則

【新町において健全な財政運営に努める。】

新町において各種施策が安定して円滑に推進できるよう、財源の確保に努めるとともに、経常経費、投資的経費のバランスのとれた財政運営を心がけ、地方分権の時代に対応できる健全な財政運営に努める。

5．行政改革推進の原則

【行政改革の視点から事務事業の見直しに努める。】

現在及び今後の社会情勢も踏まえ、「スクラップアンドビルド」の視点に立った行政機構の再編成を行い、より効率的で機能的な組織の改革に努め、これからの進むべき自治体のあり方を視野に入れながら調整する。

6．適正規模準拠の原則

【自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。】

新しい自治体の規模にふさわしい各種事務事業の規模について、既存の事業内容を見直し、適正規模となるよう類似団体の状況も考慮しつつ調整する。

協議第 8 号

合併の方式について

合併の方式について提出する。

平成 1 5 年 1 1 月 4 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

合併の方式について

浜坂町、温泉町を廃止し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

平成 年 月 日確認・継続審議

合併の方式について

1. 調整方針 浜坂町、温泉町を廃止し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。
2. 根 拠 市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）第2条第1項の規定により「市町村の合併」の方式については、新設又は編入合併と定められている。
3. 理 由 浜坂町、温泉町がその区域の全部をもって新たな町を設置するため。

<参 考>

新設合併と編入合併の比較

項 目	新設合併	編入合併
定 義	二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの
法 人 格	合併前の市町村の法人格は、すべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する
合併市町村の名称	新たに制定する	編入する市町村の名称とすることが多いが新たに制定することもできる
事 務 所 の 位 置	新たに制定する	通常は編入する市町村の事務所の位置となる
首長の身分	合併市町村全ての法人格が消滅することに伴い、全ての首長がその身分を失う。新首長は新しい市町村の選挙で選任されるが、それまでの間は、合併市町村の首長の中から職務執行者を選定する	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてその身分を失う
議 会 議 員 の 身 分	原 則	首長と同様に編入する市町村の議員の身分に変更はなく、編入される市町村の議員は、その身分を失う。（合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。）
	特 例	次のいずれかによることができる。 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において、編入合併の特例定数とする。（増加分は編入された区域に配分）
	特 例	編入される市町村の議会議員で合併市町村の議会議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する市町村の議会議員の残任期間だけ在任する。この場合さらに最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる
特 例	次のいずれかによることができる。 合併後最初の選挙による議員の任期に限り、法定数の2倍を超えない範囲で定数を増加できる	
特 例	合併市町村の議会議員の被選挙権を有することとなる者は、合併後2年以内で協議会が定める期間在任できる	

農業委員会委員の身分	原則	消滅する市町村の委員（選挙及び選任による委員）は全て失職する	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全て失職する
	特例	選挙による委員のうち、合併市町村の農業委員会委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、1年以内の間在任できる	編入される選挙による委員のうち、合併市町村の農業委員会委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる
特別職の取扱い	<p>助役、収入役、教育長等は、市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。</p> <p>行政委員会の委員のうち下記の委員については、新首長の就任をまたず、正規の手続きによる委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続きが定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙管理委員会 （地方自治法施行令第4条） ・教育委員会 （地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条） ・固定資産評価審査委員会 （地方税法第423条第8号） 	編入する市町村の特別職は職員の身分に変更なく、編入される市町村の特別職はすべてその身分を失う	
一般職職員の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失うことになるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に引き継がれる	編入される市町村の職員は身分を失うことになるが、合併特例法の規定により編入する市町村に引き継がれる	
条例・規則等	市町村の法人格の消滅により条例・規則等は全て失効するため、新たに制定を必要とするが、合併時に即時必要とする事務事業については合併時まで策定し、暫定時施行分については合併後速やかに制定する	編入される市町村の条例・規則等は全て失効し、編入する市町村の条例・規則等を適用する（合併に伴う必要な改正は行う）	
<p>注）1．合併関係市町村のうち、区域の一部のみが関わり法人格が消滅しない市町村においては、特別職及び一般職の職員は失職せず、条例・規則も失効しないが、議会の議員及び農業委員会の委員は被選挙権を失うこととなる場合のみ失職する。</p> <p>2．農業委員会の委員については、合併市町村に1つの委員会を置くこととした場合であり、この他合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる。</p>			
<p>【参考法令】 <合併特例法(抄)第2条抜粋> （定義） 第2条 この法律において「市町村の合併」とは、2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。</p>			

協議第9号

合併の期日について

合併の期日について提出する。

平成15年11月4日提出

浜坂町・温泉町合併協議会
会長 中村政行

合併の期日について

平成17年3月31日までに合併する。
平成17年3月1日を目標期日とする。

平成 年 月 日確認・継続審議

合併の期日について

1. 調整方針 平成17年3月31日までに合併する。
平成17年3月1日を目標期日とする。
ただし、「市町村の合併に関する法律」(合併特例法)の改正の動向を考慮するものとする。
2. 根拠 「市町村の合併に関する法律」(合併特例法)の適用
附則第2条に規定する有効期限(平成17年3月31日限り)内とする。
3. 選定理由 合併目標を平成17年3月1日とする理由
合併協議及び合併準備(電算等)にかかる期間が少ないため。
その他の日に設定した場合の影響
期限日である3月31日を期日とした場合、その年度の会計は1日のみとなり、その1日のために予算・決算その他手続き等事務処理に膨大な労力が必要となる。又収入、支出が集中し伝票、会計処理はもちろん電算システム業務に相当な労を要する。

【参考法令】

<合併特例法(抄) 抜粋>
(失効)

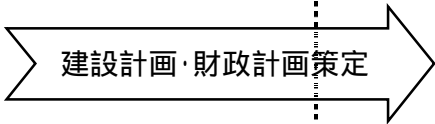

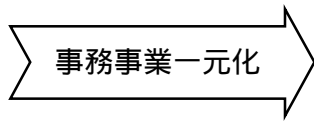
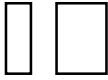

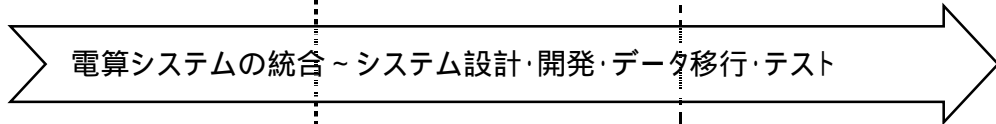
第2条 この法律は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

<地方自治法(抄) 抜粋>
(市町村の廃置分合及び境界変更)

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

合併協議会スケジュール案

合併期日：H17.3.1目標

年月	平成15年			平成16年									平成17年															
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4~									
内 容	法定合併協議会の設置 ・協議会の開催 月1~2回 ・幹事会の開催 月1~2回 ・専門部会の開催 適宜 ・「協議会だより」の発行 月1回程度			合併協定書の決定 合併協定書調印・町議会の議決									合併準備室の設置 ・県知事へ合併申請 ・県議会の議決 ・総務大臣へ届出 ・総務大臣の告示 閉町・閉庁 新町スタート (3月1日) 新町長選挙 (合併後50日以内)															
																	 建設計画・財政計画策定											
																	 合併協定項目の調整											
																	 事務事業一元化											
																				 例規整備～専決処分案作成								
																	 電算システムの統合～システム設計・開発・データ移行・テスト			・住民基本台帳システム開始								